

議第52号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に基づく国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 国民健康保険法の一部改正に係る政令の一部改正に伴うもの

ア 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に係る基準の改正

平成30年度以降、国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の個別の運営から、都道府県が財政運営の責任主体となり運営されること（以下「都道府県単位化」といいます。）となります。

政令の一部改正により、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額（以下「基礎賦課総額等」といいます。）の算定の基準について、都道府県単位化により市町村が都道府県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金や、当該市町村に都道府県から交付される国民健康保険給付費等交付金を追加するなど、当該基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行います。

イ 保険料率の変更

国保の保険料率は、所得に応じた応能分である「所得割額」と受益に応じた応益分として一人当たりに係る「被保険者均等割額」と一世帯当たりに係る「世帯別平等割額」とを合算して算出します。

国保の都道府県単位化に伴い、平成30年度以降の呉市の保険料率は、広島県が示す標準保険料率を参考に決定しますが、当該標準保険料率は、応能と応益の割合が、広島県全体で50%ずつになることが基本となります。

これを受けて、広島県から示された標準保険料率を参考に平成30年度の基礎賦課総額等に係る各区分の割合を次のとおり見直します。

区 分			平成29年度	平成30年度
内 訳	基礎賦課額	所得割割合(所得)	52%	50%
		均等割割合(被保険者数)	30%	31%
		平等割割合(世帯数)	18%	19%
	後期高齢者支援金等賦課額	所得割割合(所得)	52%	50%
		均等割割合(被保険者数)	30%	31%
		平等割割合(世帯数)	18%	19%
介護納付金賦課額	所得割割合(所得)	52%	50%	
	均等割割合(被保険者数)	30%	31%	
	平等割割合(世帯数)	18%	19%	

(2) 平成30年度税制改正の大綱に係る政令の一部改正に伴うもの

ア 賦課限度額の引上げ

保険料の基礎賦課額の賦課限度額を54万円から4万円引き上げて58万円とします。

イ 減額措置の対象世帯の拡大

保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得判定基準を次のとおり変更し、減額措置の対象世帯を拡大します。

(7) 5割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を27万円から27万5千円に増額して世帯の所得判定を行います。

(1) 2割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を49万円から50万円に増額して世帯の所得判定を行います。

(3) その他所要の規定の整備を行うもの

ア 被保険者資格の適用除外規定の統一

養護老人ホーム等の入所者のうち一定収入以下の者は、被保険者としなないこととしていますが、根拠となる国の通知が廃止されたため、当該規定を削除します。

イ 保険料及び保険料率の端数計算（基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額）

(7) 保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数を切り上げることにしていますが、都道府県単位化に伴い、県内市町で運用を統一するため、切り上げる端数を小数点以下第4位未満にします。

(1) 基礎賦課額の所得割額の算定時に、基礎控除後の総所得金額等を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときには、その端数金額又は全額を切り捨てることにしていますが、都道府県単位化に伴い、県内市町で運用を統一するため、当該端数金額又は全額を切り捨てることなく計算することとします。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 新旧対照表

現行	改正案
第2章 ____国民健康保険運営協議会 (____国民健康保険運営協議会の委員の定数)	第2章 <u>呉市</u> 国民健康保険運営協議会 ( <u>呉市</u> 国民健康保険運営協議会の委員の定数)
第2条 ____国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	第2条 <u>呉市</u> 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) ～(4) (略)

(被保険者としない者)

第3条 次に掲げる者は、被保険者としな  
い。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第16  
4号）による養護施設及びこれに準ず  
る施設に入所した者のうち、民法（明  
治29年法律第89号）の規定による  
扶養義務者のないもの

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第13  
3号）に基づく養護老人ホーム又は特  
別養護老人ホームに入所している者  
で、次の表の左欄に掲げる者につい  
て、同表の中欄に掲げる金額が同表の  
右欄に掲げる金額に満たないもの

(1) 療養の 給付を受 ける場 合に自 己負担 金を支 払うこ とを要 しない 者	当該年度 の収入（老 齢福祉年 金、仕送 り等を含 み、当該 施設から 個人的経 費として 支給され るものは 含まない 。以下同 じ。）と活 用できる 資産の合 計額	当該年度 において課 される保 料の額と 小遣いに 相当する 額の合計 額
(2) 療養の 給付を受 ける場 合に自 己負担 金を支 払うこ とを要 する	当該年度 の収入と活 用できる 資産の合 計額	当該年度 において課 される保 料の額と 療養の給 付を受ける 場合に支 払うこ

(1) ～(4) (略)

(被保険者としない者)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第1  
64号）による養護施設及びこれに準ず  
る施設に入所した者のうち、民法（明  
治29年法律第89号）の規定による扶  
養義務者のないものは、被保険者とし  
ない。

(削除)

(削除)

者	ととなる自己負担金の額と小遣いに相当する額の合計額	(削除)
<p>2 前項第2号の表中(2)の右欄に規定する自己負担金の額は、65歳以上の被保険者に係る直近の年度の入院、入院外及び歯科に係るそれぞれの診療費の総額をその年度に療養の給付を受けた65歳以上の被保険者の数で除して得た額を基礎として定めるものとし、又前項第2号の表中右欄に規定する小遣いに相当する額は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者1人当たりに係る当該年度の措置費の生活費に相当する額の10分の1に相当する額を基準として定めるものとする。</p>		
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項_____に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額_____をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者_____をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額_____をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p>		<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額は、世帯主の_____世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p>
<p>第7条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する</p>		<p>第7条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する</p>

退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第15条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額，高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額，保健事業に要する費用の額，法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額，同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等，高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支

退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第15条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る，県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）），高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部

定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の52に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の30に相

分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の31に相



れを切り上げるものとする。

3 (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、54万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに

れを切り上げるものとする。

3 (略)

(基礎賦課限度額)

第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、58万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第15条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日

\_\_\_\_\_における一般被保険者の数\_\_\_\_\_で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

\_\_\_\_\_における一般被保険者の数\_\_\_\_\_で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯



る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額  
イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の初日

\_\_\_\_\_における介護納付金賦課被保険者の数\_\_\_\_\_で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の18に相当する額を当該年度の初日

\_\_\_\_\_における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数\_\_\_\_\_で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の31に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で

除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の19に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算

定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

<p>3 (略)</p> <p><u>(基礎控除後の総所得金額等、保険料の賦課額等の端数計算)</u></p> <p>第11条の12 第9条、第11条の6の4及び第11条の9に規定する基礎控除後の総所得金額等を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げ</p>	<p>3 (略)</p> <p><u>(保険料の賦課額等の端数計算)</u></p> <p>第11条の12 (削除)</p> <p>基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げ</p>
--	--

る額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に49万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「54万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「54万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第1

る額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第1

<p>1 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 1 1 条の 1 0 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 1 1 条の 1 0 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 1 5 条の 3 の 3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定による届出は _____, 特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 5 0 年労働省令第 3 号)第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。 _____ ならない。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第 1 5 条の 3 の 3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり, 特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和 5 0 年労働省令第 3 号)第 1 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては, <u>これを提示しなければならない</u>。</p>